

大田・品川まちめぐりガイドの会イベント運用ルール

平成 30 年 11 月 11 日

事務部

大田・品川まちめぐりガイドの会 7 月度定例会（7 月 3 日）にてイベント運用ルールが承認されました。期限付きの内容は平成 31 年 3 月 31 日までの運用期間です。本内容は平成 31 年の総会にて協議されます。

また 11 月度定例会（11 月 6 日）に受託ガイドの事前下見についての運用ルールが承認されましたので 2-（3）に記載する。

1. ガイドへの報奨金は、上限 2,000 円

2. ガイドの会への納入金

(1) 自主企画の場合

ツアー総金額の 10%を会に納入することを免除する。

実施時期は平成 31 年 3 月 31 日まで。

但し、ガイド者が受け取る 2,000 円/1 人の最高限度金額は厳守することとする。又参加費からのガイド料、経費を引いてもなお残る金額は全額会に納入する。

自主企画とは自分達で企画し、自らチラシ等の広告物を作成し、又販促活動を行い、自ら受注作業（申込の受付、参加費の徴収等）を行い、自ら保険加入手続きを行い最終実施報告書を提出したもの。

経費とは資料作成代、コピー代等

(2) 受託の場合

ツアー総金額の 10%を会に納入する。

但し、ガイド者が受け取る 2,000 円/1 人の最高限度金額を支払っても余剰金がある場合も納入する。

(3) 受託ガイドの事前下見について（平成 30 年 11 月 6 日承認）

① 現地事前下見を行って受託ガイドが成立した場合は受託ガイド料金の中から事前下見を経費として支払うこととする。

② 受託ガイドが成立しなかった場合はガイドの会から活動費として 500 円が支給される。

3. 行事保険の扱い

(1) 自主企画の場合

保険料は会から支払うものとする。平成 31 年 3 月 31 日まで。

(2) 受託の場合

保険料は会からは支払わないものとする。受託先に保険加入を確認し、できるだけ受託先でかけるようにして、こちらでかけるよう要請された場合は 30 円/1 人を徴収する。

4. チラシ作成費について

自主企画のチラシ作成費は会から支払うものとする。

5. イベントスタッフのスタッフ料について

大田区観光課、大田観光協会、しながわ観光協会等外部の団体等の

イベント にスタッフとして協力した場合、協力金が支払われない場合は、交通費として500円/1人を会から支払うものとする。

6. ガイドの会ベストの負担金について 1枚目は自己負担300円、2枚目以降は実費自己負担とする。

以上